

# 大川市議会第4回臨時会会議録

平成21年8月3日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	16番	古賀勝久
8番	川野栄美子	17番	古賀光子
9番	福永寛	18番	神野恒彦

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治									
教	育	長 石橋良知									
会	計	管	理	者	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長							
消	防	長	柿添新一								
(兼)	警	防	課	長							
経	営	政	策	課	長	木下修二					
総	務	課	長	今泉貞則							
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	古 賀 文 博
税 務 課 長	古 賀 重 敏
学 校 教 育 課 長	武 下 博 子
上 下 水 道 課 長	宮 崎 博 巳
農 業 水 産 課 長	添 島 清 美
( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
監 査 事 務 局 長	武 下 知 寛

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	酒 見 隆 司
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	堀 修

4 . 付議事件

1 . 開 会 の 宣 告

1 . 会 期 の 決 定

1 . 議 案 の 上 程

議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算

議案第41号 大川市監査委員の選任について

1 . 提 案 理 由 の 説 明

1 . 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

( 議案第41号 )

1 . 一 部 議 案 質 疑

( 議案第40号 )

1 . 委 員 会 付 託

( 議案第40号 )

1 . 委 員 長 報 告

1 . 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

( 議案第40号 )

1 . 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1 . 閉 会 の 宣 告

午前 9 時31分 開会

議長 ( 井口嘉生君 )

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第 4 回大川市議会臨時会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算など 2 件であります。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[ 「 異議なし 」 と呼ぶ者あり ]

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日限りと決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付しておりました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、日程に従い、議案の上程を行います。

市長から議案 2 件の送付がなされ、これを受理いたしました。案件を局長に朗読いただきます。局長。

議会事務局長 ( 酒見隆司君 )

それでは、朗読いたします。

平成21年第 4 回市議会 ( 臨時会 ) 提出議案

議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算

議案第41号 大川市監査委員の選任について

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

局長朗読のとおり、議案2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、提案理由を説明させていただきます。

本日、平成21年第4回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたびの市長選挙におきまして無投票当選の荣誉に浴することができ、再び市政のかじ取りを任せていただくことになりました。このことは、ひとえに市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援のたまものであると考えているところでありまして、ここに改めて深く感謝を申し上げますとともに、厳しい現実の中で、当面する課題の大きさとその職責の重大さに身の引き締まる思いを強くいたしているところであります。

さて、このたびの議会は大川市長として2期目の最初の議会でありますので、議案の説明にさきだって私の所信を申し上げ、議員各位の御理解と一層の御協力をお願い申し上げる次第であります。

私の思いは、今も変わることなく、「大川 住んでよし、訪れてよし」と市民の皆様が実感できるよう、美しく雄大な自然環境に囲まれた木の産業都市・大川の再生、発展であります。

平成17年7月、市長に就任して以来、大川が以前のように活気を取り戻し、みんながふるさと大川に誇りを持てるようにするために、諸課題に全力で向き合ってきました。思えば、この4年間は、本市も含めて世の中では実にさまざまな出来事がございました。初当選当時の経済状況は、小泉構造改革のよい面が出て経済も回復基調にあり、固定資産税の税率軽減、三役給与等の削減、下水道事業の見直しなど、当面の政策実現に取りかかったのであります。さらに、行財政改革を初めとして、大川セールスの重点投資、幼児教育の充実と子育て支援、伝統文化と芸術の振興、生活道路の整備、定員適正化計画の大幅前倒し達成による職員数の削減などにも取り組んでまいりました。多少の順風を感じる中、姉齒事件で思わ

ぬ逆風を受け、その傷が十分にいけない中、突然のサブプライムローン問題に端を発した金融危機による世界同時不況で、世の中の経済状況はそれまでとは全く違ったものになったように感じます。特に、中小の企業が多い本市経済は荒波にのみ込まれた格好となり、消費の冷え込みによる家具建具の需給バランスは大きく供給過剰側にふれた感じとなりました。

そのような景況の中で、インテリア関連産業などの低迷による厳しい経済状況の進行を回避するため、中小企業緊急金融対策の追加支援など、行政としてできることについても最大限の手を尽くしてまいりました。地場産業の景況は大川市の税収に直接影響をしておりますので、今後の景況の次第によっては、当然ながら厳しい財政運営を求められることとなります。

また、これまでの4年間を総括的に振り返れば、力を蓄えるべき4年間として政策推進への体力づくり、基礎づくりの期間であったとも言えます。その意味では、市民の皆様にある種の我慢を強いるという面もあったのかもしれませんが、着実に政策、施策を実行することにより、経済情勢が厳しい中であっても、財政運営、財政の規律は一定の落ちつきを見せたと認識をいたしております。

これからの2期目の仕事は、これまでの行財政改革による財政的環境の多少の改善をてこにして、大川再生に向け、政策を進めていかなければならないと考えております。極めて険しい道になるであろうと思っておりますけれども、みずから高いハードルを課し、これからの4年間で課題を解決するとともに、反転攻勢の道筋をつけたいと考えております。具体的には、新たに次の政策を柱とした施策に取り組んでまいります。

まずは市民が安心して生活できるまちづくりであります。安全・安心のための学校の耐震化、コミュニティ無線システムの整備、小保地区堤防の改修などに取り組んでまいります。

次に、まちの活性化、まちに活力を再生するためのまちづくりとして、堤上野線の若津新道までの整備、伝統的な地域資源を活用した小保・榎津のまち並み整備などに取り組んでまいります。

次世代を担う“ひと”づくりのための教育は非常に重要であり、教育行政については、全校パソコン更新、学びの連続性を重視した小中一貫教育の実現や環境教育といった面からの校庭の芝生化などに取り組んでまいります。

子育て支援については、子育て支援センターを中心とした取り組みと子供の医療補助を推進するとともに、男女共同参画条例の制定、行政内部において各課にまたがる施策を効率的

に実施できるよう子育て支援室の設置を検討してまいりたいと考えております。

環境対策については、これまでの地球温暖化対策や地域環境の改善に加え、太陽光発電施設への補助、全校への太陽光発電施設の設置、水と緑の景観づくりに取り組んでまいります。

商工振興においては、これまで中小企業などへの負担軽減を図るため固定資産税の軽減を行ってきたところであります。あわせて、大川イメージアップのテレビスポット放送を行うなど、観光も含めた産業、特に基幹産業であるインテリア産業の振興に取り組んでまいります。

農業におきましては、既に海外でも人気がある“あまおう”の海外販路展開や水産業におけるノリ協業化事業などに取り組んでまいります。

文化芸術においては、みずからのまちに誇りを持てるよう、大川の歴史と伝統文化を知ることが重要であります。具体的には、緒方家住宅の改修に取り組むとともに、樟風高校の芸術学科の新設に向けた働きかけを進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、これからの柱となる政策についての思いを述べさせていただきました。このような政策を進めるためには、国、県の理解を得なければなりませんし、体力も続かなければなりません。そのための体力づくりとして、これまで以上に行財政改革を進めてまいります。

財政改革としては、まずは使い切り予算の廃止、それから三役給与等の見直し、職員の人件費総額の削減、それと遊休市有地の売却などであります。行政改革としては、これまでも組織のスリム化に努めてまいりましたが、さらに効率的な組織のスリム化と職員数の削減を進めるとともに、指定管理者を含めた業務の民間移転の推進、公共事業における設計事務の簡素合理化、そして職員の能力を引き出すための人事評価の給与査定への反映などに取り組んでまいります。

このように、大川に体力をつけるための行財政改革を推進し、これからの政策を着実に、確実に進めてまいります。

努力目標につきましては、大変高いハードルではありますが、充実した教育を実施するための寄宿舎型中学校の創設、次に、日本一の家具産業を誇る大川にマッチした独自の大川版の産業再生機構の設立であります。最後に、地形的に台風や大雨時における高潮被害を防止するための花宗川水系における強制排水ポンプの設置であります。

この3つにつきましては、将来の大川が進むべき方向を考えると、必要なものとして長期

的に取り組んでいくべきものと位置づけております。

これまでは財政的体力づくり、基礎づくりの期間として、やや地味な政策であったかもしれませんが、これらを着実に、そして確実に進めることは大切であると考えています。そして、これから私に与えられた2期目の仕事となるわけではありますが、1期目の成果を足かりに次のステップに進み、着実に、確実に大川が再生できるよう、私が行政の陣頭に立ち、市民の皆様の知恵と力の連携を得ながら、この身を粉にするようにして、市政のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、これまで同様に「大川 住んでよし、訪れてよし」、そして孫子に誇れる“大川”の再生実現のために力を尽くしてまいります。議員各位を初め、市民の皆様に対しましては一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、この議会に提案いたしております議案は2件であります。その内訳は、予算議案1件、人事に関する議案1件であります。

まず、議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

本議案は、主に国の経済危機対策に伴う緊急支援を活用し、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、市有財産の適正な評価や管理を行い、市民に正確な情報を提供するための財産評価管理システム導入委託料14,000千円、コミュニティ活動を促進するためのまちづくり団体活動費補助金2,500千円を計上いたしております。

衛生費につきましては、市民の健康づくりを促進するための経費2,426千円、秋冬の第2波に備えるための新型インフルエンザ対策に要する経費6,300千円を計上いたしております。

商工費につきましては、消費者被害の未然防止・拡大防止等、消費者行政の充実強化に要する経費3,517千円、産地再生を目指し、新たなインテリア産業の振興策を開拓するための福祉家具研究開発業務委託料5,000千円を計上いたしております。

土木費につきましては、市道の交差点改良工事費7,000千円、都市再生整備計画に基づくまちづくり交付金事業として、まちづくり啓発事業等業務委託料1,000千円及びまち並み整備工事費35,000千円、国の経済対策に伴う安全施設整備工事費33,000千円を計上いたしております。

消防費につきましては、ふくおかコミュニティ無線整備の次年度以降計画分の一部前倒し

に要する経費50,000千円を計上いたしております。

教育費につきましては、学校情報通信技術の整備に要する経費として、小学校費57,150千円、中学校費6,350千円、幼稚園費250千円、社会教育費250千円を計上いたし、理科教育等設備の整備に要する経費として、小学校費9,000千円、中学校費3,000千円を計上いたしております。さらに、小・中学生にも理解しやすく、楽しく郷土の歴史を学ぶことができる「絵で見る大川市誌」の作成に要する経費10,000千円、大川市文化センター施設設備改修工事費13,500千円、市民体育館屋根防水改修工事費4,000千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は263,243千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、国庫支出金、県支出金及び諸収入をもって充当した次第であります。

次に、議案第41号 大川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本件は、議案の末尾に理由を付しておりますが、議員のうちから選任する監査委員として、福永寛君を選任しようとするものであります。

御承知のとおり、同君は市議会議員として行政面に明るく、人格、識見ともに申し分のないところから、本市監査委員として最適任であると考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件のうち、議案第41号 大川市監査委員の選任についてにつきましては、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第41号 大川市監査委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件は、福永寛君の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により同君の退席を求めます。

〔福永 寛議員退席〕



これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がありましたので、これを許します。8番川野栄美子君。

8番（川野栄美子君）

ただいま市長から議案の説明を受けました。説明の中で少々わかりにくい点がありますので、再度説明をよろしく願いいたします。

それは「市議会議員として行政面に明るい」という表現をしてありますけれども、これが抽象的で具体的ではありませんので、もしよろしかったら具体的に、例えば、税理士の免許があるとか、何か数字に明るいとか、そういうふう具体的なものがありましたら非常にわかりやすく、議員は、議員がどれぐらいの評価があっているかという議員の評価制もありませんので、その付近、非常に賛成、反対する場合に悩むわけでございますので、行政面に明るいということをもっと具体的な御説明をよろしく願いいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

先ほど議員がおっしゃいましたように、例えば、資格免許を持っているとか、そういう基準でいえば、すべての議員の皆様方に対しては同列でございます。特に福永議員が特段の客観的な事実関係、そのようなものを持っておられるということではありません。ではありませんが、やはり議員として議会活動をなされている、それを私としては、すべての議員の皆様方の活動をつぶさに見ながら、議案の末尾に書いておりますような理由で最適任であろうということで選任をしたということでもあります。

今、議員がおっしゃいましたようなことで、もし資格要件というのか、客観的な資格みたいなものをもって選任根拠ということになりますと、これはなかなか難しくなしまして、極端に言えば、今、在籍しておられる議員さん方にはすべてそれはないということになりますから、ある意味では、そういうものがない、すべて同列の中で議員活動等々を見ながら、私の判断として最適任ではないかというふうに思っております。

したがって、この後につきましては、その私の判断が正しいかどうかを議会で御議決をいただきたいということでもあります。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

今、市長が議員をつぶさに見ているというふうなお言葉でおっしゃいましたね。つぶさに見ているということでもありますけれども、今度の監査委員は2期、続けて4年間ということでもありますので、そういうところの点で、つぶさに見ているということを市長はおっしゃいましたけど、皆さん方同列に並んでいるんだったら、やはり監査委員はもっとそういうところもお考えいただいてされるべきであったんじゃないだろうかなと思って、この質問をしているのでございますけれども、私としては、市長がそういうふうな公正な目で見ているというものはなかなか感じ取れないところがあるので、そういうふうに質問をしているのであります。

市長の答弁は要りません。これで終わります。

議長（井口嘉生君）

これをもって8番川野栄美子君の質疑を終結いたします。

次に、1番石橋忠敏君。

1番（石橋忠敏君）

市長にちょっとお伺いしますけど、今回の監査委員の選任についての手順というか、どういう形で今回議案として提出されるのか、その経緯というですかね、その辺をちょっとお聞きしたいというのと、この監査委員というのを市長の権限で選んで、議会で承認をとって、それで市長が任命されると、そういうふうに解釈をしておるんですけど、どうでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

経緯につきましては、先ほど川野議員の御質問にお答えいたしましたように、私なりにフラットな目を見て、議案の末尾に書いておりますような理由で最適であろうというふうに考えたということでありまして、繰り返しになりますけれども、私の判断が正しいかどうかを議会で議決いただきたいということでもあります。

それから、監査委員につきましては、これはいつも言うことでもありますけれども、市長事務局と私が差配できる範囲、これは市役所の、いわゆる副市長以下、係員までの範囲、これが私の命令系統の中にあります。それから、議会事務局、議会ですね、これは基本的には私の命令権限外にある別の独立した機関でありますから、任命だ、支配だということはありません。

せん。それから、農業委員会もしかり、監査委員もしかりであります。私から全く独立したもので、もし独立していなければ、議会は議会としてチェックできないわけでありまして、監査委員は監査委員としてチェックが機能していないことになりますから、完全な独立機関であるということでもあります。

ただし、監査をするメンバーとして、民間の方、学識経験者が1人いらっしゃいます。それから、それをサポートする事務局職員がおります。それからもう1つは、これは今までのルールでありますから、市民の代表である議会の中、これはある種の学識経験者ということになるかと思えますけれども、市民の代表である議会の中から1名監査委員の中に入らせていただくということでありまして、その際に監査委員にこの方をお願いいたしますという議会に提案し、議会の中でそれを了承していただければ選任をすると、そういうことになるかと思えます。ですから、完全な独立機関であるということをお理解いただきたい。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

わかりました。私も全然素人やから今回聞きよるんですけどね、監査委員というのは行政の仕事の中身を監査する立場だと思うんですけどね、市長の仕事を監査するのに対して市長が選任するというのが法律らしいんですけど、それはちょっと私はこの法律はおかしいんじゃないかと思うんですよ。自分のした仕事を監査するために、自分が委員を選任するというのは、ちょっと何かおかしいんじゃないかなと思うんですね。これは市長の問題じゃないですよ。あくまでも法律と言われるから、法律だろうけど、これはちょっと私の考えでいえば、この監査委員というのは全然部外者の、市長とは何の縁もないような人たちが監査するべきじゃないかと思うんですよ、1つは。これが私の今回のいろんなことを人から聞いて疑問に抱いたことが1つですね。

それともう1つは、川野議員の言われていることとちょっと似たようなことですけど、福永議員がどうこうじゃないんですけど、福永議員を今回どうだろうかということで提案されておるんですけど、市長も御存じと思うんですけど、全員協議会において、この監査委員というのは、いろんな議員が経験する必要があるからということで、前は2年ごとに交代しようというような申し合わせというか、話し合いが全員協議会の中で出た経過があるんですけどね、にもかかわらず、なお1人の福永議員をするということの意味もちょっとわからな

いし、であれば、それがまかり通るということであれば、全員協議会での話し合いとか決め事というのは、その次は全然意味がないということになるんですよ。私はこれも何か議員同士の調和というのは崩れてしまうんじゃないかなと思うし、2年ごと、2年ごとというのも、全員協議会の中で、1人の人だけじゃなくて、それぞれが違った目線でいろんな経験をする。そうすることによって、議員たちもそれぞれの勉強というか、経験を踏まえた上で議員としての質が上がるんじゃないかということ的前提に2年、2年で交代していこうじゃないかというような話し合いがあったと思うんですよ。そういう中で、市長がまた福永議員を選出するというか、選任するということは、私は何やろうかと思うですよ、正直言って。

私は福永議員よりか勝っておるとかなんとかは思わないですけど、やはり人間と人間の信頼関係の中で、決めたことは、ある程度お互いが実行すべきじゃないかなと思うんですけどね。それと私は、福永議員もいないけど、これじゃ、いろんな中身も私は多少は知っていますけど、これは本当議会が議会じゃなくなるし、人間の信頼関係もなくなるし、福永議員にもちょっと話したんやけど、「市長から選任を受けても、あんた辞退せんかい」というようなことは言ったんですけどね、でも、なおかつそのままですから、それはまた「全員協議会で物を言わんかい」ということで言われておるから、そのとき言おうと思っておるんですが、市長にひとつお願いというか、ある程度人間関係の中で、信頼関係のもとで物事を図ってほしいという気持ちが私はあるんですけど、最後にお聞きしたいのは、川野議員と一緒に、福永議員をなおかつね、全員協議会の中で2年ごとにかわろうといった中で、法律は再選を認めないとか、そういうことは確かに法律にあるけど、全員協議会の中で、そういうことを踏まえた上で2年ごとで交代しようという話し合いができておるのにもかかわらず、なおかつ市長が福永氏を推薦されるということについての本音というか、それほどの価値が福永議員にあるのかなと私は思うですもんね。これについてお聞きしたいんですね。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

まず第1点の、私と関係がある人を選任するという事、この監査委員に関してですね。繰り返しになりますけど、監査委員というのは、例えば、国でいえば会計検査院ですよ。これは行政から確実に独立していますから、やはり総理大臣とつながっていると、何とか大

臣、そういうものであるならば、会計検査院が一発でなくなります。ですから、そういうことはありません。ただ、ルール上、議会から1名だれかを選んでくれというルールになっているから、私のほうがこの方はどうですかというふうに提案しているわけですから、その人がつながっているとか、つながっていないとか、そういうことは全くありませんので、御理解いただきたい。

ちょっといいですか、よく御理解いただきたい。繰り返しになりますけど、市役所全部が私の支配下にあるような御認識があるようですけど、そうじゃありません。基本的には議会、教育委員会、それから農業委員会、監査委員、これは別々の独立した機関であって、任命権者がいるわけです。親分がいらっしゃるわけですよ。ですから、そこに人を送り込むときは、私はこの人でどうですかということはもちろんやりますよ。だけれども、それがどうだこうだというのは、まさに任命権者の任命権限の範囲内にあります。今回につきましては、任命権者が任命する前に議会の同意が要るわけですから提案をしていると。ですから、そのところについては、提案している方が適当かどうかというのは議会で御判断をいただきたいというふうに言っているところであります。

それから、全協の話を持ち出されますけれども、これも信頼関係だ何だということよりも、一定の申し合わせというのはあるのかもしれませんが。それはあくまで議会の中での申し合わせでありますから、その申し合わせと全く違うような提案が仮になされた場合には、また議会の中でしかるべき対応をしてもらってもいいと。ただ、申し合わせと違うことであったとしても、適当であると判断されれば、議会の中でそういう投票行動といいますか、議決行動をしていただければいいということでありまして、信頼関係とか人間関係とか、そういう話とは全く無縁の世界だと思えますけど。

議長（井口嘉生君）

1 番。

1 番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。言われることはよくわかります。

ここで質問するべきかどうかわからんけど、じゃ、18名の私ら議員がおりますけど、17名の議員にお伺いしますけど、私たちが全員協議会で決めた2年ごとの交代をしようと、それはどうしてするかと。じゃ、みんながそれぞれそういう仕事につきたいというか、経験をするために必要だということで、そういうふうなことを決めたと思うんですね。（「それは

言っちゃいかん」と呼ぶ者あり)これはでけん。(「でけん」と呼ぶ者あり)ああ、これはでけんとですか。ああ、そうですか。それを無視してするのかと思って。いや、それはわかりました。ちょっとわからんからですね、それは済みませんでした。

市長が言われる信頼関係云々というのはわかるんですけど、じゃ、もう1つ聞きますけど、この議案で提案されるいきさつの事前に議会内部でこういう話し合いはできんのですか、議員たちで。だれが適任者とか。やはり私たちも市長の推薦じゃないけど、市長から議案を提案されると、何かそれが決まりかなと思うんですよね。それによって審議をせないけんような感じ、今がそうでしょう。議案として市長から出されておる。出されておることに対して、この人が適切かどうか、これは今、この場で審議をせないけんようになっておる。じゃなくて、じゃ、議員同士でどの人が適任かどうかということについての話し合いはなされないんですか。今市長が言われるように、それぞれが行政、監査というか、議会、それぞれが独立だということやから、独立の中からあくまでも1人ということと言われる今回のようなケースであれば、議員の中でこういう話し合いはできないんですか。私たちが言える場面はないじゃないですか。

議長(井口嘉生君)

局長。

議会事務局長(酒見隆司君)

ただいまの質問につきましては、若干市長に対する質疑とは違うかと思えますけれども、議会の話ですので、私のほうからちょっと答えさせていただきます。

監査委員につきましては、いわゆる議会のほうで推薦するとか、そういうふうなことには法律上なっておりませんので、これはあくまでも市長が議案としてこれを提出すると。議会の同意を得て、その方を選任するというような形になっておりますので、監査委員につきましては、議会のほうでいろんなことで推薦をするというような形ではございません。

以上でございます。

議長(井口嘉生君)

石橋議員、質疑は3回となっておりますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第41号 大川市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

ここで除斥議員の入場を求めます。

〔福永 寛議員入場〕

次に、議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中、総務委員会が第1委員会室で開かれますので、関係者の皆さんはお集まりいただきますようお願いいたします。なお、本会議再開時刻は、後ほどお知らせします。

午前10時9分 休憩

午後1時 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、主に国の経済危機対策に伴う緊急支援を活用し、歳入歳出予算を263,243千円追加するものであり、この財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び諸収入をもって充当し、予算総額を12,866,200千円とするものであります。

歳出では、2款・総務費におきまして、市有財産の適正な評価や管理を行い、市民に正確な情報を提供するための財産評価管理システム導入委託料14,000千円、コミュニティ活動を促進するためのまちづくり団体活動費補助金2,500千円が計上され、4款・衛生費におきましては、市民の健康づくりを促進するための経費2,426千円、秋冬の第2波に備えるための新型インフルエンザ対策に要する経費6,300千円が計上されております。

7款・商工費におきましては、消費者被害の未然防止・拡大防止など、消費者行政の充実強化に要する経費3,517千円、産地再生を目指し、新たなインテリア産業の振興策を開拓するための福祉家具研究開発業務委託料5,000千円が計上され、8款・土木費におきましては、市道の交差点改良工事費7,000千円、都市再生整備計画に基づくまちづくり交付金事業として、まちづくり啓発事業等業務委託料1,000千円及びまち並み整備工事費35,000千円、国の経済対策に伴う安全施設整備工事費33,000千円が計上されております。

9款・消防費におきましては、ふくおかコミュニティ無線整備の次年度以降計画分の一部前倒しに要する経費50,000千円が計上されております。

10款・教育費におきましては、学校情報通信技術の整備に要する経費として、小学校費57,150千円、中学校費6,350千円、幼稚園費250千円、社会教育費250千円が計上され、理科教育など設備の整備に要する経費として、小学校費9,000千円、中学校費3,000千円が計上されております。さらに、小・中学生にも理解しやすく、楽しく郷土の歴史を学ぶことができる「絵で見る大川市誌」の作成に要する経費10,000千円、大川市文化センター施設設備改修工事費13,500千円、市民体育館屋根防水改修工事費4,000千円が計上されております。

委員会では、まず、8款・土木費のまちづくり推進事業費の内容についてただしたところ、まち並み整備工事費として、小保の旧吉原家住宅用駐車場横の水路を利用した広場整備に要する経費11,000千円及びメロディーロードの改修工事に要する経費24,000千円を計上しており、安全施設整備工事費として、大川橋下から昇開橋まで堤防の遊歩道整備及び消防署前から図書館付近の照明施設の整備に要する経費33,000千円を計上している旨の答弁がなされました。

さらに、10款・教育費の「絵で見る大川市誌」作成業務委託料についてただしたところ、22年度までの2カ年事業で行い、執筆メンバーは、大川市誌を執筆された先生方、文化財や歴史に詳しい方、小・中学校の社会、国語、歴史の先生方などを考えており、小・中学校の図書館や公共施設などに配布し、副読本として活用する予定である旨の答弁がなされました。



次に、9款・消防費のふくおかコミュニティ無線設置工事費の内容についてただしたところ、当初予算で40,000千円を計上しているが、最終的に各町内に50局を設置し、親局、車載移動局などをあわせて計61局を計画しており、すべて双方向通信ができるように整備する予定である旨の答弁がなされました。

また、歳入に関して、13款・国庫支出金の総務費国庫補助金の183,226千円の算出根拠についてただしたところ、基本は交付税と同じく人口が主であり、ほかに面積、産業形態など幾つかの算出基準があり、国から算出され、通知が来ている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第40号 平成21年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、同広域連合の広域連合長より、これまで選出いたしておりました植木市長については任期が満了するため、議員、または市長のうちから1人の同広域連合議会議員を選挙願いたい旨、通知が参っております。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に

より指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、これより議長において指名いたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に市長の植木光治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました植木光治君を福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、植木光治君が福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました植木光治君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番吉川一寿君、4番今村幸稔君、以上2名を指名いたします。

以上で本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。  
市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は2件でございましたが、議員各位には慎重に御審議をいただき、御議決をいただきましたことに対して厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、議員の皆様から審議の過程において賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営の中で反映をさせてまいりたいと考えております。

今日の地方自治体の行財政運営は厳しい環境の中で取り組まなければなりません、さま

ざまな課題に対し、執行部一丸となって大川市の発展のため全力を傾注していく所存でありますので、議員各位はもとより、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

これにて平成21年第4回大川市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時11分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員